

金武中城港台風・津波対策実施要領

金 武 中 城 港 長
金 武 中 城 港 海 難 防 止 会

金武中城港及びその周辺海域における台風・津波等の自然災害による被害の未然防止及び拡大防止を図るため、本実施要領を策定する。

- 1 台風対策
- 2 津波対策
- 3 急速に発達する低気圧等（台風を除く）への対策
- 4 南海トラフ地震臨時情報への対応
- 5 船舶及び事業者への周知方法
- 6 その他

金武中城港台風・津波対策実施要領

金 武 中 城 港 長
金武中城港海難防止会

1 台風対策

港則法第39条第4項に基づき、港長が行う勧告の発出・解除の基準及び実施事項等は、次表のとおりとする。

区分	発出時期	船舶の措置
第一体制 (警戒勧告)	風速 25 m/s 以上の暴風圏が 48 時間以内に金武中城港に到達すると予想される場合	① 船舶は、台風の動きに留意し、乗組員の待機、機関の準備等、避難できる態勢を整えること。 ② 荷役作業は、直ちに中止できる態勢を整えること。 ③ 小型船舶は、気象状況に応じ、港内の船溜り等の安全な場所に避難すること。 ④ 港内工事作業従事者等は、資機材の流出防止措置等を行い、厳重な警戒体制をとること。
第二体制 (避難勧告)	風速 25 m/s 以上の暴風圏が 24 時間以内に金武中城港に到達すると予想される場合	① 避難の対象船舶は速やかに離岸（離棧）し、避難すること。 ② 荷役作業を中止し、安全な場所に避難するとともに荒天準備を完了させること。 ③ 重要施設の周辺海域「半径 2 海里」を錨泊制限海域とするので錨泊しないこと。（別紙 1 参照）
体制の解除	金武中城港が台風の影響圏外となり、次第に平穏になるものと予想される場合	船舶は、港長による体制の解除がなされたことを確認後、港外退避等の措置を復旧し、入港することができる。なお、入港に際しては、海上漂流物の有無及び航路、係留施設、荷役設備等の異常の有無を事前に確認しておくこと。

(注)

1) 避難の対象船舶は、総トン数 500 トン以上の船舶とする。ただし、港内において工事・作業に従事している船舶のうち自力航行が出来ない台船等を除くものとする。

なお、自力航行が出来ない台船等について、岸壁等で避泊する場合は、原則として有人監視とし、係留強化等必要な措置を講じること。また、自力航行が出来ない台船等を港内に錨泊避泊させる場合は、走錨海難を防止する観点から当直員（錨泊監視等）を配置のうえ、直ちに移動等が可能な体制を構築しておくこと。

2) 第二体制（避難勧告）発出時において、船舶の措置が講じられていない場合、船長判断の合理性、係留施設の管理者の意向について確認のうえ、必要に応じて当該船舶に対して、個別に追加的な勧告を行うことがある。また、追加的な勧告を行った場合において、船舶側の対応が確実に実施されない懸念がある場合には、港則法第39条第3項に基づき、移動等の命令を行うことがある。

- 3) 走錨海難を防止するため、船舶は、国際 VHF（c h 1 6）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保するとともに、当直員（錨泊監視等）の配置及び AIS※¹ 搭載船舶は AIS を常時作動させておくこと。また、直ちに機関を使用できるよう準備を整えておくこと。
- 4) 重要施設とは、走錨により甚大な被害が想定される、沖縄石油基地株式会社及び沖縄ターミナル株式会社のシーバース並びに沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所の栈橋をいう。
- 5) 錨泊制限海域での錨泊について、港長が錨地又は停泊場所として指定した場合はこの限りとし
ない。
- 6) 海上保安庁は、必要に応じて無線等による注意喚起・勧告を行う。

※1 AIS（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）

船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を自動的に送受信するシステム

2 津波対策

地震等の自然災害の発生に伴い、「(大) 津波警報」又は「津波注意報」（以下「津波警報等」という。）が気象庁（台）から発表された場合、金武中城港長は次表の区分による体制を執るべきことを勧告するものとするが、時間的に余裕がないことも考えられることから、船舶は地震の発生等があった際は、気象情報に留意し、情報入手に努めるとともに津波警報等が発表された際には、港長からの体制等の勧告発出はなされたものとして、速やかに「津波に対する船舶対応要領一覧表（別紙 2）」に定める船舶の用途、大きさに応じた所要の措置内容を参考に対応すること。

当該措置に際して、船舶は、人命の安全を第一に考え、安全サイドに立った措置を行うものとし、必ずしも「津波に対する船舶対応要領一覧表（別紙 2）」の措置内容に従う必要はなく、津波到達までに時間的余裕がある場合は、港外退避等を優先するものとし、また、津波到達までに時間的余裕がない場合は、次表の規定に関わらず、乗組員・乗客・作業員を安全な場所に避難させることを念頭に置き対応すること。

区分	発出時期	船舶の措置
津波避難体制	気象庁（台）から沖縄本島地方に津波注意報または（大）津波警報が発表された場合	船舶は、津波の高さ及び時間的余裕並びに船舶の用途、大きさ等に応じ「津波に対する船舶対応要領一覧表（別紙 2）」に定める所要の措置を参考に対応すること。
体制の解除	気象庁（台）から津波注意報が解除された場合	船舶は、港長による体制の解除がなされたことを確認後、港外退避等の措置を復旧、入港することができる。なお、入港に際しては、海上漂流物の有無及び航路、係留施設、荷役設備等の異常の有無を事前に確認しておくこと。

（注）

- 1) 対象船舶は、金武中城港内及び同港境界付近における全ての船舶とする。
- 2) 小型船舶とは、プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）とする。なお、小型船舶が通常陸揚げ固縛されるスロープや砂浜の傾斜地は、津波が遡上する危険性があるので、陸揚げ場所には十分注意する。

- 3) 気象庁（台）からの津波予報を入手できない状況にあっても、強い地震（震度4程度以上）を感じた時は、一般的に震源が近距離の場合が多い。震源が近い時に津波が発生すれば、短時間で到達することを考慮する必要がある。
また、弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れとして感じた時は、大きく断層が動いた「地震津波、長周期地震」の可能性があることから、津波発生を想定していた対応をとる必要がある。
- 4) 緊急避難に要する時間は、「避難準備に要する時間（機関用意、乗下船と荷役・作業中断の所要時間等）」と「安全な海域までの移動時間」を考慮し、各船舶は入港の都度、両者を把握しておくこと。
- 5) 津波警報等に基づき港長の発出した体制下における船舶がとるべき措置については、船長判断とするが、避難海域等について、船舶交通の危険等のおそれがある場合、港則法第39条第3項に基づき、港長から移動等の命令を行うことがある。
- 6) 津波は繰り返し襲ってくるので、気象庁（台）から津波警報等が解除されるまで対応措置を講ずること。
- 7) 気象庁（台）においては、津波警報等発表後は継続して評価が行われており、評価に応じて警報から注意報へといった発表内容の切り替えが行われるが、その場合においても津波襲来の危険性がなくなるのではないことから、津波注意報解除の発表が行われるまで既に執っている措置を原則として継続すること。なお、(大)津波警報発表時は、津波注意報への発表切り替えを経て解除されることとなる。
- 8) 船舶は、国際VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保するとともに、当直員（船橋当直・無線当直等）の配置及びAIS※¹搭載船舶はAISを常時作動させておくこと。また、直ちに機関を使用できるよう準備を整えておくこと。
- 9) 港長は気象庁（台）から津波警報等が発表された場合、津波避難体制とし、津波の高さ及び時間的余裕並びに船舶の用途、大きさ等に応じ「津波に対する船舶対応要領一覧表（別紙2）」に定める所要の措置を参考に対応するよう勧告するが、時間的に余裕がないことも考えられることから、気象庁（台）から津波警報等が発表された時刻をもって勧告を発出したものとみなす。

3 急速に発達する低気圧等（台風を除く）への対策

港則法第39条第4項に基づき、港長が行う勧告の発出・解除の基準及び実施事項等は、次表のとおりとする。

区分	発出時期	船舶の措置
第二体制 (避難勧告)	気象庁（台）から沖縄東方海上に海上暴風警報が発出された場合	① 船舶は速やかに離岸（離棧）し、避難すること。 ② 荷役作業を中止し、安全な場所に避難するとともに荒天準備を完了させること。 ③ 重要施設の周辺海域「半径2海里」を錨泊制限海域とするので錨泊をしないこと。（別紙1参照）
体制の解除	気象庁（台）から沖縄東方海上に発表されていた海上暴風警報が解除された場合	船舶は、港長による体制の解除がなされたことを確認後、港外退避等の措置を復旧し、入港することができる。なお、入港に際しては、海上漂流物の有無及び航路、係留施設、荷役設備等の異常の有無を事前に確認しておくこと。

(注)

- 1) 第一体制（警戒勧告）については、気象庁（台）が発表する海上暴風警報以下の基準（海上強風警報等）、その発表頻度等を勘案すると、現実的でないことから発出しないこととする。
- 2) 避難の対象船舶は、総トン数500トン以上の船舶とする。ただし、港内において工事・作業に従事している船舶のうち自力航行が出来ない台船等を除くものとする。

なお、自力航行が出来ない台船等について、岸壁等で避泊する場合は、原則として有人監視とし、係留強化等必要な措置を講じること。また、自力航行が出来ない台船等を港内に錨泊避泊させる場合は、走錨海難を防止する観点から当直員（錨泊監視等）を配置のうえ、直ちに移動等が可能な体制を構築しておくこと。

- 3) 第二体制（避難勧告）発出時において、船舶の措置が講じられていない場合、船長判断の合理性、係留施設の管理者の意向について確認のうえ、必要に応じて当該船舶に対して、個別に追加的な勧告を行うことがある。また、追加的な勧告を行った場合において、船舶側の対応が確実に実施されない懸念がある場合には、港則法第39条第3項に基づき、港長から移動等の命令を行うことがある。
- 4) 走錨海難を防止するため、船舶は、国際VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保するとともに、当直員（船橋当直・無線当直等）の配置及びAIS^{*1}搭載船舶はAISを常時作動させておくこと。また、直ちに機関を使用できるよう準備を整えておくこと。
- 5) 重要施設とは、走錨により甚大な被害が想定される、沖縄石油基地株式会社及び沖縄ターミナル株式会社のシーバース並びに沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所の栈橋をいう。
- 6) 錨泊制限海域での錨泊について、港長が錨地又は停泊場所として指定した場合はこの限りとしな
- い。
- 7) 海上保安庁は、必要に応じて無線等による注意喚起・勧告を行う。

4 南海トラフ地震臨時情報への対応

これまでの港内における船舶津波対策（以下「港内津波対策」という。）は、地震の発生に伴い、「津波警報等」が発表されたことを契機として、港内在泊船舶の大きさ、種類等に応じて、港外避難等の避難行動を取ることを原則としていた。

ただし、「東海地震」については、地震予知等が可能であるとの前提の下、その影響を受けることが予想される地域にあっては、地震が発生していない状況においても、東海地震に関連する各情報に応じて、津波警報等が発表されることを想定し、港外避難等の避難行動を取ることであった。

このような中、「東海地震」を含む「南海トラフ地震」への対応については、令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）が変更され、新たな防災対策が策定されたところであり、南海トラフ想定震源域またはその周辺で速度的に解析されたモーメントマグニチュード（以下「M」という。）6.8程度以上の地震（以下「先発地震」という。）や短い時間に南海トラフ想定震源域のプレート境界の固着状況が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべり（以下「ゆっくりすべり」という。）といった現象が観測された場合、それらに対する調査が行われ、先発地震やゆっくりすべりが発生した後に発生する南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）発生の可能性が相対的に高まっていると評価された際に発表される「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）を契機として、地震・津波の発生を待たず、必要な防災対策を行うこととなった（気象庁による東海地震関連情報の発表は今後行われない）。

このため、先発地震に伴い発生する津波への対応にあたっては、これまでの考え方に基づき、必要な対応を行うことに加え、南海トラフ地震防災対策推進地域にある港においては、随時発表される臨時情報に応じて複層的に対応する必要があるところ、南海トラフ地震の多様な発生形態に対応した適切な港内津波対策の推進が求められている。

沖縄県における「南海トラフ地震防災対策推進地域」は、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、島尻郡与那原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡南大東村、島尻郡北大東村、島尻郡伊平屋村、島尻郡八重瀬町、宮古郡多良間村となっており、金武中城港の港域内に所在するうるま市、南城市、島尻郡与那原町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」となっていることから、気象庁から「臨時情報」が発表された場合については、港長から次表の区分により情報伝達、注意喚起あるいは勧告等を発出するものとする。

南海トラフ地震臨時情報（その他の南海トラフ地震に関する情報）

区分及び発出時期	船舶の措置
【情報伝達】 （先発地震発生後） ・調査中（先発地震が発生し、または ゆっくりすべりが観測した時） ・調査終了（巨大地震警戒（注意）のいず れの発表条件も満たさなかった時）等	在港船舶は、南海トラフ地震情報に係る気 象庁の発表に留意すること。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

発出の基準・時期	船舶の措置
【注意喚起】 南海トラフ地震注意 ・地震発生から 1 週間 ※ゆっくりすべりの場合は、長期間継続 される可能性がある。	在泊船舶は、南海トラフ地震情報に係る 情報の入手に努めること。 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を 行っておくこと。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

発出の基準・時期	船舶の措置
【勧告】 南海トラフ地震警戒強化（警戒措置） ・地震発生から 1 週間	在泊船舶は、避難準備を行い、直ちに 出港できる体制を整えとともに南海ト ラフ地震情報に係る情報の入手に努め ること。 また、以下の内容についてあらかじめ確 認しておくこと。 ・避難に必要な支援体制の確保 ・岸壁管理者の対応 ・荷主等の対応 ・避難方法、避難海域 なお、避難に必要な支援体制を受けられ ない等の状況が予想される場合にあって は、自主的に安全な海域に避難しておく こと。
【注意喚起】 南海トラフ地震警戒（注意措置） ・地震発生、1 週間後から 2 週間の間	・南海トラフ地震臨時情報に係る情報の 入手に努めること。 ・連絡系統、避難方法、避難海域の確認を 行うこと。

(1) 先発地震が発生し、またはゆっくりすべりを観測した際は、気象庁から南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

(2) (1) の情報が発表された後、発生した現象について評価を行うため、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催され、その評価結果を受け、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」（以下「巨大地震警戒」という。）（※2）や「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」（以下「巨大地震注意」という。）（※3）が発表される。

なお、巨大地震警戒又は巨大地震注意のいずれの発表条件を満たさなかった場合は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表される。

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合に発表

※3 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、同プレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合あるいはゆっくりすべりが観測された場合に発表

(3) (2) の巨大地震警戒又は巨大地震注意の発表後、地震活動や地殻変動の状況について、適宜気象庁から「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

ただし、後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあることに留意が必要。

(4) (2) の巨大地震警戒について、地震発生から1週間は「警戒措置」、その後、1週間後から2週間の間は「注意措置」となる。なお、巨大地震警戒が発表された場合は、上記表に従い、港長から勧告（※4）又は注意喚起（※5）を発出する。

※4

- ・先発地震に伴う津波警報等による「津波避難体制」が継続中の場合は、「南海トラフ地震警戒強化（警戒措置）」を発出しない。
- ・先発地震に伴う津波警報等による「津波避難体制」が解除された際、巨大地震警戒（警戒措置）が発表されている場合は、「南海トラフ地震警戒強化（警戒措置）」に切り換える。
- ・「南海トラフ地震警戒強化（警戒措置）」発出中に、津波警報等が発表された場合は、「津波避難体制」に切り換える。

※5

- ・「南海トラフ地震警戒強化（警戒措置）」を解除し、「南海トラフ地震警戒（注意措置）」を発出する。
- ・先発地震に伴う津波警報等による津波避難体制が解除された際、「巨大地震警戒（注意措置）」が発表されている場合は、「南海トラフ地震警戒（注意措置）」に切り換える。

(5) 巨大地震注意の発表期間は、原則として地震発生から1週間である。

(6) 発表期間中に気象庁（台）から「南海トラフ地震臨時情報」に関する継続情報又は政府からの関連情報が発表された場合、港長は同発表内容を電子メール等により周知することとする。

5 船舶及び事業者への周知方法

- (1) 中城海上保安部は、体制等の発出及び解除を電子メール等により周知する。
- (2) 金武中城港沿岸に事務所を構える漁業協同組合は、原則として、体制等の発出・解除（津波警報等にあつては、気象庁（台）からの発表）を所属漁船に周知すること。
- (3) 海上保安庁は、AIS^{※1}搭載船に対し、避難勧告等が発出（解除）された旨のメッセージを送信する。
- (4) 海上保安庁が運用する「海の安全情報」※6に、避難勧告等が発出（解除）された旨の内容を掲載する。

※6 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）

海上保安庁が、気象海象の現況、緊急情報等を、船舶の運航者等に対し、インターネットなどを通じてリアルタイムに提供するシステム

6 その他

係留施設の管理者は、港長から体制の解除が発表された後、海上流出物の有無及び船舶の着岸、係留に関する支障の有無を確認し、支障があると認められた場合は、直ちに関係官庁、関係船舶等に連絡すること。

平成22年7月 8日 改正（港則法改正に伴う改正）

平成24年6月26日 一部改正

平成27年7月15日 一部改正

平成28年7月22日 一部改正

令和 元年5月30日 一部改正

令和 3年7月13日 一部改正

令和 4年7月 1日 一部改正

令和 7年2月20日 一部改正

令和 8年7月 7日 一部改正



金武中城港沖縄石油基地シーバース灯（北緯26度23分21秒 東経127度58分27秒）及び金武中城港沖縄ターミナルシーバース灯（北緯26度22分39秒 東経127度57分54秒）を中心とする半径2海里の円内海面



金武中城港吉の浦火力発電シーバース灯（北緯26度15分48秒 東経127度49分04秒）を中心とする半径2海里の円内海面

津波に対する船舶対応要領一覧表

「津波警報等」に対する対応

津波警報・注意報の種類		津波来襲 までの 時間的余 裕	船舶の対応						
			港内着岸船			錨泊船、浮標係留船 (作業船を含む)	航行船		工事中作業中
			大型船、中型船(漁船を含む)		小型船				
			危険物積載船舶	一般船舶 (作業船を含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)				
津波 注意報	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	—	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	陸揚げ固縛 又は 係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	作業中止・港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業中止 港外退避又は流出防止措置
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊 又は港外退避	着岸後陸上避難 又は港内避泊	工事・作業中止 陸上避難
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	作業中止 港外退避	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業中止 港外退避又は流出防止措置
大津波 警報	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊 又は港外退避	着岸後陸上避難 又は港内避泊	工事・作業中止 陸上避難
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	作業中止 港外退避	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業中止 港外退避又は流出防止措置
備考			事業者側で予め対応マ ニュアルを作成しておく。		小型船でも十分津波に対応でき る海域が港外に存在し、かつ避 難する時間的余裕がある場合は 港外退避でも可。	錨地として使用されている海域 のうち、津波発生時に流速が速 くなる可能性の高い海域を予め 調査しておく。		小型船でも十分津波に対応できる海 域が港外に存在し、かつ避難する時 間的余裕がある場合は港外退避で も可。	

「南海トラフ地震臨時情報」に対する対応

情報伝達		「南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は調査終了」が発表された時 (先発地震発生後)	・南海トラフ地震情報に係る気象庁の発表に留意すること。
巨大地震注意	南海トラフ地震注意	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された時 地震発生から1週間	・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 ・連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行っておくこと。
巨大地震警戒	【勧告】 南海トラフ地震警戒強化	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された時 地震発生から1週間(警戒措置)	在泊船舶は、避難準備を行い、直ちに出港できる体制を整えるとともに南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 また、以下の内容についてあらかじめ確認しておくこと。 ・避難に必要な支援体制の確保 ・岸壁管理者の対応 ・荷主等の対応 ・避難方法、避難海域 なお、避難に必要な支援体制を受けられない等の状況が予想される場合にあっては、自主的に安全な海域に避難しておくこと。
	【注意喚起】 南海トラフ地震警戒	地震発生、1週間後から2週間の間(注意措置)	・南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 ・連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。

津波来襲までの時間的余裕

- 有り

:

大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
- 無し

:

大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
- 大型船

:

タグボート等の補助船、パイロットを必要とし、単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船

:

大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船

:

プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
- 陸揚げ固縛

:

プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- 陸上避難

:

船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 港外退避

:

港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避が間に合わない場合は港内の緊急避難海域において待機）。
- 港内避泊

:

港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）
- 係留避泊

:

係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。）

In-Table Summarized Tsunami Response Actions by Vessel Type and Situation

Tsunami Warning/Advisory,Vessel Types,and Recommended Actions

Tsunami Warning/Advisory (PH:Predicted Height)		Time Allowance to Tsunami Strike	In a port Berthing Vessels		Anchoring Vessels/Buoy- mooring Vessels	Proceeding Vessels(Including Arrival/Leaving shore Work)		Construction work in the port	
			Large/Mid-Size Vessels(Including Fishing Vessels)			Small Vessels	Large/Mid-Size Vessels(Including Fishing Vessels)	Small Boats(Pleasure Boats,Fishing Boats,etc)	Working Vessels (Including Crane Ship,etc)
			Vessels Carrying Dangerous Cargo	General Vessels (Including Working Vessels)	Small Vessels(Pleasure Boats,Fishing Boats,etc)	—			
Tsunami Advisory	1m (0.2m<PH≤1m)	—	○Suspend loading/unloading or operations ○Berthing sheltering or offshore evacuation		○Evacuation on terrene after lift on the terrene and do lashing or strengthen mooring(Offshore evacuation,if necessary)	○Suspend loading/unloading or operations ○In a port sheltering (Offshore evacuation,if necessary)	○Offshore evacuation	○Lift on the terrene and do lashing after dockings or evacuation on terrene or evacuate outside the port after strengthen mooring	○Suspend construction and work ○Offshore evacuation or preventive measures against drifting
Tsunami Warning	3m (1m<PH≤3m)	No	○Suspend loading/unloading or operations ○Berthing sheltering or evacuation on terrene		○Evacuation on terrene	○Suspend loading/unloading or operations ○In a port sheltering	○In a port sheltering	○In a port sheltering or evacuation on terrene after docking	○Suspend operations ○Evacuation on terrene
		Yes	○Suspend loading/unloading or operations ○Offshore evacuation		○Evacuation on terrene after lift on the terrene and do lashing or strengthen mooring(Offshore evacuation,if necessary)	○Suspend loading/unloading or operations ○Offshore evacuation	○Offshore evacuation	○Lift on the terrene and do lashing after dockings or evacuation on terrene or evacuate outside the port after strengthen mooring	○Suspend construction and work ○Offshore evacuation or preventive measures against drifting
Major Tsunami Warning	Over10meters (10m<PH) 10meters (5m<PH≤10m) 5meters (3m<PH≤5m)	No	○Suspend loading/unloading or operations ○Berthing sheltering or evacuation on terrene		○evacuation on terrene	○Suspend loading/unloading or operations ○In a port sheltering	○In a port sheltering	○In a port sheltering or evacuation on terrene after docking	○Suspend construction and work ○Evacuation on Terrene
		Yes	○Suspend loading/unloading or operations ○Offshore evacuation		○Evacuation on terrene after lift on the terrene and do lashing or strengthen mooring(Offshore evacuation,if necessary)	○Suspend loading/unloading or operations ○Offshore evacuation	○Offshore evacuation	○Lift on the terrene and do lashing after dockings or evacuation on terrene or evacuate outside the port after strengthen mooring	○Suspend construction and work ○Offshore evacuation or preventive measures against drifting
Remarks			Business operators are required to prepare action manuals		May evacuate outside the port in case there is enough time to refuge and enough area outside the port			May evacuate outside the port in case there is enough time to refuge and enough area outside the port	

The response to information relating to the Nankai Trough Earthquake

information transmission		Nankai Trough Earthquake Temporary Information (Under Investigation) or (Investigation Completed) Announcement	•Collection of Information
Huge Earthquake Attention		Nankai trough Earthquake Extra Information(Megathrust Earthquake Attention) is issued One week after the earthquake (Warning Measures)	•Collect Information related to the Nankai Trough Earthquake Extra information. •If the Tsunami warning triggered by next coming earthquake is issued, make sure the emergency call tree, the sea area where you evacuate and so on so that you can evacuate from the port.
Huge Earthquake caution	Enhanced vigilance of Nankai trough Earthquake	Nankai trough Earthquake Extra Information(Megathrust Earthquake Alert) is issued One week after the earthquake (Warning Measures)	•Use following special cautions with the Nankai Trough Earthquake. 1.Confirmation regarding securing of support system necessary for evacuation. 2.Confirmation of correspondence of quay administrator. 3.Confirmation of correspondence of cargo handling companies. 4.Confirmation of evacuation method based on the characteristics of each port. 5.Note Information on Nankai Trough Earthquake announced by the Japan Meteorological Agency. 6.Evacuate to a safe sea area
	Vigilance of Nankai trough Earthquake	1 week to 2 Weeks the earthquake (Attention Measures)	•Collect Information related to the Nankai Trough Earthquake Extra information. •If the Tsunami warning triggered by next coming earthquake is issued, make sure the emergency call tree, the sea area where you evacuate and so on so that you can evacuate from the port.

【Defeinition of items】

Time Allowance to Tsunami Strike:

Yes: Vessels may have sufficient time to evacuate(to put the vessel in a safe state by offshore evacuation or landing and binding)following the release of a major tsunami warning / tsunami warning.

No: Vessels will not have sufficient time to evacuate(to put the vessel in a safe state by offshore evacuation or landing and binding)following the release of a major tsunami warning / tsunami warning.

Large sized vessels: Vessels unable to make self-leaving off the port without the assistance of support boats(tugboats,etc)and/or pilot service.

Medium saized vessels: Other vessels than large vessels or small vessels.

Small boats: [Pleasure/fishing boats]They are small enough to be carried onto land and sheltered(excluding docking).

With dagerous cargo: Dangerous cargo tanker,radioactive substance loading vessels,gunpowder loading vessels.

On terrene evacuation: Crew members take refuge on terrene in hight places,as hight risk is predicted for in-vessel sheltering.Before leaving the vessel,complete securing -vessel-measures where possible, such as securing dangerous cargo and ensuring protection from vessel being swept away.

Berthing sheltering: Resisting tsunami power while berthing by means of enhancement of berthing force or through the use of engines.(Acceptance of land workers seeking emergency shelters onboard should be considered.

In a port sheltering: Sheltering in the emergency sheltering area inside the port and resisting tsunami water power by means of anchors or using engines/thrusters.

Offshore evacuation: Choose a wide area where water is deep and away from the coast(if face a difficulties in evacuation,re-choose in a port sheltering.)

Lift on the terrene and do lashing: Unload and secure the pleasure boats and other small boats so that they may not get washed away to sea by the tsunami.